

巴工業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、巴工業株式会社と称し、英文ではTOMOE ENGINEERING CO., LTD. またはTOMOE KOGYO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 工業機械、科学機械、水処理装置、廃棄物処理装置、水質・土壌・大気臭気関係の公害防止装置、半導体製造用機器、医療用具および工業諸装置の設計、製造、修理、賃貸、工事請負ならびに監督
2. 化学工業薬品、合成樹脂、吸着剤、炭素製品等化学製品、電子機器用部品およびその原料の製造、加工
3. 食品、酒類、日用品雑貨、衣料品、事務用機器、機械工業用品、半導体製造用工具、車輛、船舶、非金属鉱物、非鉄金属、セラミックス、土木建築用資材、飼料、毒物、劇物、医薬品、医薬部外品、化粧品、その他各種薬品ならびに前第1号および第2号に関する輸出入および販売
4. 土木、建築、管工事およびそれらの付帯工事の設計、施工
5. 不動産の取得、処分および賃貸借ならびにその仲介
6. 有価証券への投資および運用
7. スポーツ用具、スポーツ用品、遊戯具の輸出入、販売、賃貸および設置工事請負
8. 貨物運送取扱業
9. 貨物保管取扱業
10. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
11. 労働者派遣事業
12. 古物売買業
13. 前各号に関連する調査、研究およびコンサルティング業
14. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7,365万株とする。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

- ② 株主総会は、東京都区内で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役社長に事故あるとき、または代表取締役社長が欠けたときは、予め取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令に従い議事録を作成し、備置く。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、7名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
④ 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(執行役員)

第28条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

- ② 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から社長を選定するほか、その他の役付執行役員若干名を選定することができる。

(相談役および顧問)

第29条 当会社は、取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名を置くことができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の金銭による剰余金の配当に対しては利息をつけない。

附 則

当会社は、第 87 回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。